財産処分の制限に関する確認書

　長野県なりわい再建支援補助事業に係る交付申請にあたり、財産処分の制限については、長野県なりわい再建支援補助金交付要綱第23条を確認しました。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

抜粋：長野県なりわい再建支援補助金交付要綱第23条

第23条　規則第19条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

２　規則第19条に規定する知事の承認を受けようとするときは、財産処分申請書（様式第９号）により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

３　知事は、規則第19条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。